

「第三次薬物乱用防止五か年戦略 (薬物乱用防止戦略加速化プラン)」 フォローアップの概要

平成24年8月30日
薬物乱用対策推進会議

■ [情 勢]

- 平成23年中の薬物事犯の検挙人員は14,200人（-765人/-5.1%）。うち覚醒剤事犯の検挙人員は12,083人（-117人/-0.1%）で横ばい、大麻事犯の検挙人員は1,759人（-608人/-25.7%）と減少。
- 平成23年中の覚醒剤押収量は350.9kg（+40.2kg/+12.9%）と増加。乾燥大麻押収量は141.1kg（-40.6kg/-22.3%）と減少。
- 平成23年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は2,420人（前年比-222人/-8.4%）。少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は926人（-470人/-33.7%）と共に減少。
- 平成23年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は251件（+55件/+28.1%）、検挙人員は281人（+57人/+25.4%）と増加。欧州、アフリカ諸国及び中南米を仕出し地とする摘発の増加が顕著であり、さらに仕出し国の多様化が進展。覚せい剤密輸事件の増加傾向や末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。
- インターネットの監視や製品の買い上げ検査を通じて違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の把握に努め、平成23年9月、大麻類似成分である合成カンナビノイド6物質を含む9物質を、平成24年6月には、合成カンナビノイド7物質を含む9物質を新たに指定薬物に指定（平成24年7月現在77物質指定）。

■ フォローアップの概要

（◎は薬物乱用防止戦略加速化プランに基づくもの）

■ 目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- 警察職員、麻薬取締官○B、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を行った。〔警察・厚労・文科・財務〕
- ◎ 薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集して冊子にまとめ、教育委員会等へ配布するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努めた。（実施率70.3%/+1.0%）〔文科〕
- ◎ 薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うための参考となる高等学校教師用の指導教材及び高校生用薬物乱用防止啓発DVDを作成・配布し、指導の充実に努めた。〔文科〕
- ◎ 全国での街頭キャンペーン、主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回、イベント会場等における薬物乱用防止広報車の活用、ホームページその他各種媒体を通じた広報活動の展開等により薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。〔厚労・警察・内閣府〕
- 「合法ハーブ」等と称して販売されている商品を使用したことによる健康被害が多発している状況を受けて、ポスターとチラシを作成・配布して啓発を行った。〔内閣府・警察・厚労〕

■ 目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- ◎ 全国の地方厚生局麻薬取締部において、保護観察処分の付かない執行猶予判

- 決を受けた初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを開始した。〔厚労〕
- 薬物事犯保護観察対象者に対する断薬指導等を充実強化するため、覚醒剤のみならず、大麻、麻薬、シンナー等違法薬物全般に対応可能な処遇プログラムの開発を進めた。〔法務〕
 - ◎ 「地域依存症対策推進モデル事業」（平成21年度開始）として、地域において薬物依存、中毒者の社会復帰支援を行っている民間団体等との連携を強化し、地域の実情に即した効果的な薬物依存症対策等を積極的に推進した。〔厚労〕
 - ◎ 薬物依存者の再犯防止を図るため、薬物事犯の刑期の一部を保護観察付執行猶予とすることにより、刑事施設における処遇に引き続き、これと連携した処遇を相応の期間社会内において実施することなどを内容とした「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」を第179回国会に提出した。〔法務〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- インターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、平成23年中、インターネット・ホットラインセンターからの情報をもとに、規制薬物関連事件を106件検挙した。〔警察〕
- 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ等から、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。〔警察・厚労〕
- 平成23年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を69人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を273人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約8億7,216万円に上った。〔法務〕
- 都道府県警察及び都道府県等薬務主管部局との連携を強化し、「合法ハーブ」等と称する商品等を取り扱う販売業者への指導・警告を実施した。〔警察・厚労〕

■ 目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- 「国連麻薬委員会」、「世界税関機構監視委員会」等の国際会議において、各国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見交換を積極的に行った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕
- 航空機旅客について、事前旅客情報に加えて予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充する関税法の改正を行い、その適切な運用に努めた。〔財務〕
- 外国船舶に対する立入検査・調査をはじめ、洋上における薬物の不正取引阻止のため、巡視船艇・航空機や監視艇を活用し、監視取締等の水際対策を重点的に実施した。〔財務・海保〕

■ [当面の主な課題]

- 平成22年7月の「薬物乱用防止戦略加速化プラン」の推進により、平成23年中の少年及び20歳代の覚醒剤・大麻事犯検挙人員は平成21年に比べ1,226人減少して3,346人となるなど一定の成果がみられるものの、覚醒剤事犯の総検挙人員は引き続き12,000人を超え、高止まりの状況にあるほか、若者による「合法ハーブ」等と称する商品の使用事案が多発している状況が認められる。

このため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略（薬物乱用防止戦略加速化プラン）」に盛り込まれた施策を引き続き強力に推進することとする。